

国保からの お知らせ



皆野町けんこう大使
み～な

保険証を大切に！12月は国保適用適正化月間です ～お手元の保険証を確認しましょう～

①健康保険の二重加入にご注意ください。

町の国保と別の健康保険組合の保険証がお手元にある場合、健康保険の二重加入です。

「社会保険に加入したかた」または「家族の社会保険の扶養になったかた」は、国保の資格喪失の手続きをする必要があります。

- ・社会保険に加入(資格取得)したときから国保の保険証を使用することはできません。
- ・国保の資格喪失の手続きをしない場合は、国保税が課税されたままになります。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の保険証
- ・新たに加入した社会保険などの保険証

②世帯内に“会社の保険に加入しているかた”と“所得の少ない国保のかた”がいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入しているかたがいる場合、そのかたの被扶養者として認定される場合があります。本来、社会保険の被扶養者になれるかたが、被扶養者になる手続きを行わず国保に加入している場合、国保税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている健康保険組合にご確認ください。

【国保税と社会保険料の算定の違い】

- ・国保は被保険者が一人増えるごとに税額が増加します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

後期高齢者医療制度について

- | | |
|--------|---|
| 該当者 | ・75歳以上のかた(手続きの必要はありません)
・一定の障がいがある65歳以上75歳未満のかた(窓口で申請が必要です。) |
| 該当日 | ・75歳の誕生日当日から
・一定の障がいがある65歳以上75歳未満のかたは、広域連合の認定を受けた日から |
| 保険証 | 一人に1枚交付 |
| 保険料 | 所得などに応じて全員が納付
※職場の健康保険などの被扶養者だったかたや、所得の低いかたの負担は軽減されます。 |
| 自己負担割合 | かかった費用の1割負担(現役並み所得者は3割負担) |

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232